

< 事務連絡 >

平成 30 年 3 月 23 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会

会 長 江 澤 和 彦

< 公 印 省 略 >

介護サービスの適正な運営の確保について  
(周知依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記の件につきまして、岡山県保健福祉部長寿社会課より、平成 30 年 3 月 23 日付長寿第 2587 号にて当協議会宛、注意喚起の周知依頼がありました。

詳細につきましては、別添通知文書等でご確認いただき、貴所属会員の関係者様へ周知を賜りたいと存じます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、このことに関する問い合わせは、岡山県保健福祉部長寿社会課 事業者指導班 (門口様・山崎様)TEL 086-226-7325 です。

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

NPO法人 岡山県介護支援専門員協会(担当:高塚)

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール [okakea@npo-ocma.org](mailto:okakea@npo-ocma.org)

長寿 第 2587 号

平成30年3月23日

各指定介護サービス事業所 管理者 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長

( 公 印 省 略 )

介護サービスの適正な運営の確保について（通知）

今般、県内の指定居宅介護支援事業所において、不正な事実が明らかとなり、指定居宅介護支援事業者に係る介護保険法第46条第1項の指定の全部の効力の停止処分が行われるという不祥事が発生しました。

つきましては、貴事業所においても、このような不祥事が発生することのないよう、次のとおり、適正な事業運営の確保に万全を期すようお願いいたします。

記

○留意事項

- 1 県条例に規定された基準を遵守すること。
- 2 厚生労働省の基準を遵守し、適正な介護給付費の請求を行うこと。
- 3 高齢者虐待の防止や身体拘束の禁止など、高齢者の尊厳を守ること。

<参考>今回の違反事実

長期間にわたり、厚生労働省の基準に適合した手続を行っておらず、その場合、介護給付費の請求に当たっては、運営基準減算を行う必要があるにもかかわらず、減算を行わないで不正に請求し、受領した。

<担当者>

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県 保健福祉部 長寿社会課

事業者指導班 門口・山崎

TEL : 086-226-7325